

## 保留地ローンについて

保留地は、登記簿に登記されていない土地ですので、権利設定登記は登記簿が作成される事業完了時でないといけません。したがって、保留地を担保とした金融機関からの借入れ（保留地ローン）を利用される場合は、事前に金融機関に確認してください。なお、豊橋柳生川南部土地区画整理組合では、以下の金融機関と保留地担保協定（保留地ローン協定）を締結しております。

金融機関	本店所在地	電話
豊橋信用金庫	豊橋市小畷町579番地	0532-52-0321
豊川信用金庫	豊川市末広通3丁目34番地1	0533-89-2300
岡崎信用金庫	岡崎市菅生町字元菅41番地	0564-25-7230
蒲郡信用金庫	蒲郡市神明町4番地25	0533-68-2121
豊橋商工信用組合	豊橋市前田町1丁目9番4	0532-52-8135
豊橋農業協同組合	豊橋市野依町字西川5	0532-25-3551
東海労働金庫	名古屋市中区新栄1丁目7番12号	052-243-8800
住宅金融支援機構	名古屋市中区新栄3丁目20番地16	052-263-2934

※各金融機関の最寄りの支店でもご相談できます。詳しくは直接お問い合わせください。